

重要!

センターご利用の皆さまご存知ですか？



2018年4月1日より

申請書の記入方法を以下に統一します！

- 使用許可申請書には**実際に申請に来られた方**の住所・氏名・連絡先を記入。
- 申請者の住所が**吹田市以外**の場合、市外割増料金となり、利用料金が10割増。
- 申請住所は**市町村名**から記入。
- 団体名**も必ず記入。
- 営利目的**で入場料徴収をする場合、**申請書の入場料徴収有り**にチェック

委任状での代理申請は可能となります！



メンバーの中で、吹田市民がどうしても用事などで窓口に行けない場合、どうしようかしら……。困ったわ……。

4月1日より原則、上記赤枠内の方法に統一されます。しかし、諸事情により吹田市民の方が直接来館し、申請できない場合などは、吹田市民の方からの**委任状による代理での申請**が可能です。

詳しくは各センターの事務所窓口までお問い合わせ下さい。

